



# 国民健康保険のお知らせ

問い合わせ 医療保険課 (TEL 892・0121)

■保険料の料率が決まりました  
6月中旬に、27年度の「国民健康保険料納入通知書」を発送します。

4月から翌年3月までの12か月分の年間保険料を、6月から翌年3月までの10回で割って通知します。

保険料率は、医療費の伸びや国民健康保険加入者の所得の状況、加入者数および加入世帯を基に算出しています。また、保険料は、医療分・支援金分・介護分を合算した額です。

■限度額については、中間所得者層の負担軽減を図るため、国の基準どおりに引き上げました。

除料率は下表のとおりです。  
■納付方法について  
保険料は、6月から翌年3月までの年10回に割って納めていただきます。

5月中旬に転出や社会保険の加入などで、国民健康保険の資格を喪失した世帯には、4月分の保険料を27年度の保険料確定後の6月納期分(1期分)として納入通知書を送付します。  
※特別徴収(年金天引き)の世帯の人は、4・6・8月が仮徴収となり、10・12・2月が本徴収の年6回払いとなります。

■保険料の支払いが困難な場合  
災害、倒産・解雇などで、大幅に所得が減少した場合や生活困窮などの特別な事情により支払いが困難な場合は、保険料の免除などの制度がありますので、ご相談ください。

■休日納付相談窓口  
平日の昼間に、納付や納付相談が困難な人は、ご利用ください。

とき 6月14日(日)午前10時～午後3時  
ところ 市役所本館1階 医療保険課  
■医療費一部負担金の免除制度

次のような事情により、病院などに支払う医療費の自己負担額の支払いが困難な場合は、一部負担金の免除制度があります。

- ①世帯主および同一世帯の被保険者が所有する家屋やその他の財産が風水害、火災などで全壊、全焼など重大な被害を受けた場合
  - ②世帯主および同一世帯の被保険者が事業の休止、失業や傷病、死亡により収入が著しく減少した場合
  - ③その他①・②に類する事由があり、医療機関への支払いが極めて困難な場合
- ※免除が認められるには、一定の条件があります。

■保険料の納付は口座振替で  
保険料の納付を口座振替にすると、毎月納めに行く手間が省け、納め忘れもなくなります。  
□座振替依頼書は、市役所本館1階医療保険課、星田出張所、市内の指定金融機関にあります。

申し込みに必要なもの 預貯金通帳、金融機関届出印、国民健康保険の納入通知書  
申し込み先 市指定の金融機関窓口



# 情報公開制度と個人情報保護制度の運用実績

問い合わせ 総務課 (TEL 892・0121)



(<http://www.city.katano.osaka.jp/docs/2011080200127/>)に掲載しています。

また、市の100%出資法人である交野市土地開発公社や(一財)交野市体育文化協会などにおいても、市と同様に「情報公開制度」「個人情報保護制度」を設けています。

市民のみなさんに市政への理解と信頼を深めていただくため、開かれた市政を実現するために設けられた「情報公開制度(市が管理している公文書の開示を請求する権利を保障する制度)」と、「個人情報保護制度(市が管理している個人情報適切に取り扱い、自分自身の情報の開示・訂正・削除などを請求する権利を保障する制度)」について、下表のとおり、26年度の運用状況をお知らせします。

情報公開制度	
開示請求の状況	
市内在住者	48件
市外在住者	28件
開示決定の状況	
全部開示	28件
部分開示	27件
非開示	1件
不存在	16件
取り下げ	4件
主な開示請求の内容	
▷市の施設に関するもの	
個人情報保護制度	
開示請求の状況	
開示請求の件数	15件
開示決定の状況	
全部開示	2件
部分開示	9件
不存在	4件
主な開示請求の内容	
▷戸籍謄本・住民票に関するもの	

■情報公開コーナー・会議傍聴制度をご利用ください  
市役所本館2階にある情報公開コーナーでは、「情報公開制度」と「個人情報保護制度」の請求受付や、利用方法の相談に応じています。また、予算書・議案書・会議の議事録など、市の各種情報が自由に閲覧できます。

利用時間は午前9時～午後5時30分です。  
また、情報公開制度の一環として、市民参加による市政の推進を目的に、各種の会議を公開しており、傍聴することができます。傍聴できる会議は、情報公開コーナーのファイルをご覧ください。

# 子ども医療費助成制度の対象者を拡充

問い合わせ 子育て支援課 (TEL 893・6406)

市は、子どもを安心して育てることができるように、7月1日(水)から、子ども医療費助成制度の対象者を拡充します。対象の子どものいる家庭には、順次案内を送付します。

## ■拡充内容

対象 市内在住の中学校3年生修了までの、健康保険に加入している子ども

※他の医療費助成制度受給者や、生活保護などの対象者を除く

助成内容 通院・入院医療費および入院時食事療養費

※医療費の全額が、他の制度で助成される場合や保険適外用は除きます。

負担額 1日500円(ただし)

■コンビニでも納付できます  
保険料はコンビニエンスストアでも納付できますが、納付期限が過ぎた納付書、コンビニ収納用バーコードの印刷がない納付書は、コンビニでは納付できません。

■特定健診を受診してください  
4月上旬に、特定健診受診券を対象者に送付しています。市内医療機関、ゆうゆうセンターで健診を実施していますので、必ず受診してください。

■ジェネリック医薬品(後発医薬品)差額通知について  
市では、医療費削減のためジェネリック医薬品の普及に取り組んでいます。  
新薬からジェネリック医薬品への切り替えで薬代を一定金額以上削減できる人に、8月から「ジェネリック医薬品差額通知」を送付します。

※ジェネリック医薬品を希望する際は、医師・薬剤師に「相談ください」。

し、1医療機関につき、1か月に2回(1000円)までの負担)

■実施開始 7月診療分から

## ■案内の送付

- ①現在、「こども医療証(黄色)」の対象者(小学校3年生までの子ども)には、6月末までに7月1日(水)から使用できる「こども医療証」を郵送します。
- ②現在、小学校4年生～中学校3年生までの人で▽国保加入者▽5月末ごろに新しい「こども医療証」を郵送します

▽国保以外の健保加入者▽5月末ごろに郵送した申請書と、対象の子どもの健康保険証の写しなどを添えて、6月中旬に提出してください。引き換えに「こども医療証」を渡します

※①②とも、加入している健康保険や名前・住所などに変更があった場合は、届けてください。

※市内に転入してきた中学校3年生までの子どもがいる家庭は、子どもの健康保険証を持参の上、医療証交付申請をしてください。

# 所得割の基準総所得金額の計算方法

- 給与所得などの場合  
給与収入－給与所得控除－基礎控除(33万円)
  - 公的年金などの場合  
年金などの収入－公的年金等控除－基礎控除(33万円)
  - 営業・その他の事業・不動産所得などの場合  
収入－必要経費－基礎控除(33万円)
- ※複数の所得がある場合でも、基礎控除は33万円のみです。





# 児童手当・特例給付 現況届のお知らせ

問い合わせ 子育て支援課、臨時福祉金・子育て世帯臨時特例給付金給付事業推進室

6月は、児童手当・特例給付現況届の受付期間です。対象者には、現況届のお知らせを送付しています。必ず、期限内に提出してください。

■児童手当定期払い  
定期払い 6月15日(月)〈27年2月〜5月分を支給〉

※定期払いは、すでに申請を済ませ、支給認定された人に支払います。未申請・書類不備などの人には支払いができませんので、心当たりがある場合はお問い合わせください。

児童手当に関するお願い  
次に該当する場合は届け出をしてください。

▽出生などで子どもが増えたとき(出生日の翌日から15日以内)  
▽転入したとき(転入した日の翌日から15日以内)  
▽転出したとき  
▽公務員になったとき、公務員でなくなったとき  
▽子どもの監護・生計関係がなくなったとき  
▽生計中心者が変更になったとき  
▽その他、支給要件に該当しなくなったとき

■子育て世帯臨時特例給付金  
子育て世帯臨時特例給付金は、平成27年5月31日時点で交野市に住民票があり、27年6月分の児童手当受給者に対し、支給される給付金です。

支給額 児童手当支給対象児童数×3000円

※給付は1回限りです。

▽申請(請求)について  
27年度児童手当・特例給付現況届と兼ねているため、必ず提出してください。

※勤務先で児童手当を受給している公務員は、別途申請書などの提出が必要です。

▽支払いについて  
児童手当とは別に、10月中旬から見

童手当の口座に順次、振り込みます。ただし、27年度児童手当・特例給付現況届の認定結果が「特例給付」に該当する場合は、子育て世帯臨時特例給付金は支給されません。

受付期間 6月1日(月)〜12月1日(火)

現況届提出先 ゆうゆうセンター2階 子育て支援課  
問い合わせ  
▽児童手当・特例給付現況届に関すること  
子育て支援課 (TEL 893・6400)

▽子育て世帯臨時特例給付金に関すること  
臨時福祉金・子育て世帯臨時特例給付金給付事業推進室 (TEL 0570・021・192)

**給付金詐欺にご注意ください!**

給付を装った振り込め詐欺、個人情報情報の詐取にご注意ください。少しでもおかしいと感じた場合は、迷わず交野警察署にご連絡ください。

問い合わせ 交野警察署 (TEL 891・1234)

## 消費者相談

～インターネット光サービス  
乗り換えトラブルにご注意～

問い合わせ 消費生活センター (ゆうゆうセンター1階、TEL 891・5003)

できるケースがほとんどです。早めに業者へ連絡をしましょう。

また、工事・転用後も業者の説明に問題がある場合は、契約の取り消しが主張できるケースもあります。当センターにご相談ください。

助言 光回線サービスが、NTTから業者へ卸売りされるようになり、多くの業者が参入して、顧客獲得競争が激しくなっています。

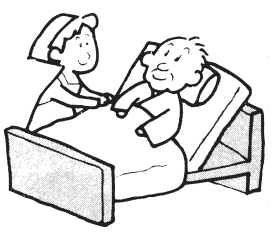
NTTの光サービスを他業者へ乗り換えると、一部のオプションサービスを除き、NTTとの契約は解約になります。新たな業者との契約になります。契約中のプロバイダに契約解除の申し込みが必要となり、契約解除料が生じることもあります。また、いったん乗り換え、さらに他業者へ契約変更すると、契約解除料が発生したり、電話番号などが変わったりする場合もあります。他業者へ乗り換える際は、事前に内容をよく確認しましょう。

Q 「インターネット光サービスを乗り換えませんか。サービスはそのまま、スマートフォン料金がセット割引になり、お得です」と自宅に来た業者に勧められ、契約しました。後で、メールアドレスが変更になると知りました。キャンセルできないでしょうか。

A 工事前、あるいは転用(NTTから他業者へのサービス)を乗り換える簡単な手続き)前であれば、無条件でキャンセル

# 介護保険のお知らせ

問い合わせ 高齢介護課 (TEL 893・6400)



■保険料の本算定・本徴収  
6月は、1年間の介護保険料を決定する月です。

第1号被保険者(65歳以上の人)に「介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」を、6月中旬に送ります。

普通徴収(口座振替・金融機関などの納付)の人は、納付回数10回(6月〜翌年3月分)です。

特別徴収(年金天引き)の人は、仮徴収を行い、納付は偶数月の年6回です。

■介護保険制度について  
被保険者は、40〜64歳の医療保険加入者と、65歳以上のみなさんの保険料と公費で運

営され、保険料を納めることで、介護が必要となったとき、安心してサービスを受けることができます。

■保険料は期限までに  
保険料の滞納があった場合、介護サービスを使うときに支払う1割の自己負担が3割になるなど、滞納期間に応じた保険給付の制限を受けることがあります。必ず納期限内に納めましょう。

■保険料の軽減  
真に生活が困難な状況にある人に対し、生活実態に則した保険料の軽減を行います。

対象 介護保険料所得段階区分が第2・3段階で、次の①〜⑧の要件すべてに該当し、保険料の支払いが困難であると認められる人

①世帯全員が市民税非課税であること(確定申告または市民税申告が必要)  
②世帯の年間収入合計が14

4万円以下であること(2人以上の場合は33万円、配偶者は38万円を加算)  
③市民税課税者に扶養されていないこと  
④市民税課税者と生計を共にしていないこと  
⑤健康保険などの医療保険で、被扶養者となっていないこと  
⑥資産などを活用しても、生活が困難している状態にあること(住居用資産を除く)  
⑦世帯の銀行預金などの元本合計が350万円以下であること  
⑧介護保険料を滞納していないこと

軽減内容 保険料第2段階を第1段階に、第3段階を第2段階に軽減

申し込み 「平成27年度介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」印鑑、預貯金・年金受給額が確認できるもの(世帯全員分)を高齢介護課まで持参してください。

■保険料の徴収猶予  
保険料の支払いが、一時的に困難な状況にある人には、徴収猶予制度があります。

27・28年度第1号被保険者の介護保険料段階表(29年度は未定)

段階	対象者	年間保険料
1	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	27,540円
2	世帯全員が市民税非課税で、かつ前年の本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	80万円以下
3		80万1円以上120万円以下
4		120万1円以上
5	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が	80万円以下
6		80万1円以上
7	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が	120万円未満
8		120万円以上190万円未満
9		190万円以上200万円未満
10		200万円以上350万円未満
11		350万円以上500万円未満
12		500万円以上650万円未満
13		650万円以上800万円未満
		800万円以上

※所得金額は、前年(26年1〜12月)の合計所得金額です。

**保険料の納め方(第1号被保険者)**

特別徴収(年金から天引き)  
老齢・退職年金などが年額18万円(月額1万5千円)以上の人は、2か月ごとの年金定期支払時に、介護保険料が天引きされます。

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収期間			本徴収期間		

普通徴収(納付書・口座振替)  
老齢・退職年金などが年額18万円(月額1万5千円)未満の人、特別徴収が開始される前の人、納付書を送りますので、納付期限までに近くの金融機関などで納めてください。また、納め忘れがないよう、口座振替をお勧めします。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本算定期間											

